

**令和 8 年度[第 38-X1113-60 号]太田川ダムにおける UAV 活用による
施設点検実証実験業務委託【13-01】業務説明書**

静岡県袋井土木事務所発注の『令和 8 年度 [第 38-X1113-60 号]太田川ダムにおける UAV 活用による施設点検実証実験業務委託【13-01】』に係る公募型簡易プロポーザル方式の手続開始の公告に基づく。なお、契約予定者を特定するための技術提案書等の提出については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 業務内容等

(1) 業務目的

本業務は、太田川ダムの日常及び非常時の巡視における効率的かつ安全な巡視体制の構築に向け、遠隔運航に対応したドローンポートを活用し遠隔巡視の実証実験を行うものである。なお、UAV 活用によりダム関連施設に対し遠隔巡視の課題や有効性を検証し、令和 9 年度以降の巡視体制構築に向けた可能性を検討する。

(2) 業務内容

- ア 実証実験準備 N=1 式
- イ 実証実験 N=1 式
- ウ 報告書とりまとめ N=1 式

(3) 業務箇所

静岡県周智郡森町亀久保地先

(4) 履行期限

令和 9 年 1 月 30 日限り

(5) 契約限度額

本業務の契約限度額は、3,000,000 円（消費税込み）とする。

(6) 実証実験に関する仕様等（※1）

ア 対象範囲及び調査期間

発注者が管理する太田川ダムの道路・水域施設・堤体等の施設について遠隔巡視の対象とする。また、調査期間は連続する 4 日間とし、契約期間中に 2 回実施する。なお、詳細な巡視対象及び調査期間は、発注者と別途協議し決定するものとする。

イ 使用機材およびシステム

下記の要件を満たす機材は、受注者が用意し使用すること。

（ア）ドローンポート

- ・自動離着陸・自動充電機能
- ・防塵・防水性能：IP55 相当
- ・飛行判断に活用するための簡易的な風速計及び雨量計を搭載すること。
- ・発注者が指定する場所に仮設置可能な構造であること。
- ・下記（イ）の遠隔運航システムに対応した機種であること。

（イ）遠隔運航システム

インターネットを介した飛行計画作成、遠隔操縦、リアルタイム映像伝送、飛行ログ管理の機能を有すること。

（ウ）UAV

- ・上記（ア）ドローンポート及び（イ）遠隔運航システムに対応した機種であること。
- ・携帯電話通信網を介した遠隔操縦機能を有すること。
- ・レベル 3.5 飛行に対応した機種であること。

ウ ドローンポートの設置および運用体制

（ア）設置場所

UAV を格納したドローンポートを、太田川ダム管理事務所屋上に仮設置する。
なお実証実験期間中は仮設置状態を標準運用形態とする。

（イ）遠隔操縦場所

遠隔操縦は、袋井土木事務所内の指定する遠隔操縦室にて行う。受注者は遠

隔操縦に必要な PC 機器等を準備し、UAV の遠隔操縦・映像監視・緊急停止が可能な体制を構築する。

(ウ) 操縦者資格及び飛行許可

二等無人航空機操縦者技能証明を保有する者を操縦者として配置し、遠隔監視の実現に必要な、レベル 3.5 飛行許可申請を関係機関へ提出し許可を受けること。

(エ) 運航管理者

運航管理者を選任し飛行計画、緊急時対応、飛行ログ管理を統括すること。

エ 電源・通信

電源および通信施設は発注者が貸与する。なお、屋上までの延伸ケーブルは受注者が準備する。

オ 飛行計画および安全管理

(ア) 飛行計画

発注者との協議により、飛行ルート及び撮影位置の計画を策定する。

(イ) 気象判断

ドローンポートに搭載する簡易的な風速計・雨量計の観測データを用いて飛行の可否を判断する。気象条件が基準を満たさない場合は飛行を中止する。

(ウ) 許可申請・周知

レベル 3.5 飛行に必要な「飛行許可申請」は受注者が行う。必要に応じ周辺住民等への周知、道路占用許可申請等を検討する。

カ 施設の巡視方法

(ア) 撮影

発注者が指定した巡視箇所を対象として UAV により撮影し、静止画または動画の形態で保存する。

(イ) データ管理

撮影データはクラウドまたは外部記憶媒体に保存し、撮影日時・対象施設ごとに整理する。

※1 上記ア～カに記載されている仕様と、今回提案される仕様は同等程度の仕様であることを基本とし、明らかにオーバースペックと判断された場合は評価しない。

(7) 業務実施上の条件

業務の打合せの回数は3回とし、初回、成果納入時の打合せには管理技術者が出席するものとする。なお、作業の進捗に応じて協議の上、打合わせ回数を変更できるものとする。

(8) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- | | |
|----------------|-----|
| ア 電子データ (CD-R) | 1 部 |
| イ 報告書 (A4 版) | 1 部 |

2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 静岡県内に本社又は営業所（静岡県建設関連業務委託競争入札参加資格を有すること）を有し、かつ「土木関係建設コンサルタント業務」に係る認定を受けているものであること。
- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく「河川、砂防及び海岸・海洋部門」の登録を受けていること。
- (4) 平成 28 年 4 月以降に完了した国、地方公共団体又は特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する「特殊法人等」をいう。以下同じ。）が発注した、静岡県内における無人航空機（UAV、ドローン等）での点検の実績を有すること。（元請として完了したものに限る。）
- (5) 以下の同種業務又は類似業務の経験（管理技術者又は担当技術者として従事し、平成 28 年 4 月 1 日から参加表明書提出日までに完了したものに限る。）を有する管理技術者を当該

業務に配置できること。なお、管理技術者は担当技術者と兼ねることができるが、この場合、予定技術者の経験及び能力の評価時においては、管理技術者としての評価を行い、担当技術者としての評価はしないものとする。

- ・同種業務：国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、無人航空機（UAV、ドローン等）でのダム点検の実績を有する者
- ・類似業務：国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、無人航空機（UAV、ドローン等）での点検の実績を有する者

- (6) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号)に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと。

3 参加表明書、技術提案書及び見積書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書、技術提案書及び本業務に係る技術提案書に記載する内容を踏まえ見積書を提出すること。見積書は、契約限度額を超えていないことを確認するために提出を求めるが、評価が最も高い者が 2 者以上存在した場合は、契約予定者を特定するための資料としても用いる。なお、積算の参考とするため、契約予定者に特定された者には再度見積を依頼することがある。

(1) 提出期間

令和 8 年 7 月 10 日（金）から令和 8 年 7 月 27 日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から午後 5 時までの間

(2) 提出先

別表 1 に示す、静岡県袋井土木事務所総務課建設業班まで、郵送または持参にて提出すること

(3) 提出内容（各項目に記載の部数・枚数は持参の場合）

ア 参加表明書（様式 1 号）	1 部
イ 技術提案書（別表 2 に示す様式 2～9 号、根拠書類を含む）	各 1 部
ウ イの PDF 形式データ（根拠書類を含む）を記録した CD-R	1 枚
エ 見積書（任意様式）	1 部

4 参加表明書及び技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書（様式 1 号）

様式 1 号により作成すること。

(2) 技術提案書（様式 2～9 号）

ア 作成上の基本事項

技術提案書は、調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。また、他の建設コンサルタント等の協力を得て又は学識経験者等の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記すること。なお、本説明書において記載された事項以外の内容が技術提案書に含まれている場合は、その部分の提案を無効とする。

イ 作成方法及び内容に関する留意事項

別表 2 により作成すること。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは 11 ポイント以上とする。

ウ 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合、又は記載漏れ・不整合等の記載の誤りがある場合は、技術提案書を無効とし、非選定又は非特定とすることがある。

エ 既存資料の縦覧

技術提案書の作成にあたり、次のとおり既存資料を縦覧に供する（事務所外部への持ち

出し不可)。ただし、縦覧を希望する場合には別表 1 の 2 に示す、静岡県袋井土木事務所河川改良課ダム管理班と事前に縦覧時間について調整すること。

(ア) 縦覧期間

令和 8 年 7 月 9 日（木）から令和 8 年 7 月 24 日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から午後 5 時までの間

(イ) 縦覧場所

別表 1 の 2 に示す、静岡県袋井土木事務所河川改良課ダム管理班

(ウ) 縦覧資料

- ・ 太田川ダム工事誌（冊子）・・・・・・・・・・紙
- ・ 観測巡視結果報告書（日報）・・・・・・・・・・電子データ有
- ・ ダム水防業務（洪水時、地震時）関係資料・・・・・・・・・・電子データ有

5 本説明書及び縦覧資料等に対する質問

- (1) 本説明書及び縦覧資料等に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式自由）により提出することとし、電子メール、FAX、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び FAX にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

ア 受付期間

令和 8 年 7 月 10 日（金）午前 9 時から令和 8 年 7 月 15 日（水）午後 5 時までの間。（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間）

イ 提出先

別表 1 の 1 に示す、静岡県袋井土木事務所総務課建設業班

ウ その他

文書には、担当窓口の部署、担当者名、電話及び FAX 番号、電子メールアドレス等を併記すること。

- (2) (1) の質問に対する回答書は、質問を受理した日から 5 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に質問者に対して電子メールにより行うほか、下記により閲覧に供する。

ア 閲覧期間

回答した日から令和 8 年 7 月 24 日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から午後 5 時までの間

イ 閲覧場所

別表 1 の 1 に示す、静岡県袋井土木事務所総務課建設業班

6 ヒアリング以降の審査対象者の選定

5 者を超える参加表明書及び技術提案書が提出された場合、「予定技術者の経験及び能力」及び「企業の能力等」の評価にて、上位 5 者程度をヒアリング以降の審査対象者として選定する。

ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和 8 年 7 月 29 日（水）までに通知する。

7 非選定理由に関する事項

- (1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、ヒアリング以降の審査対象者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により、令和 8 年 7 月 29 日（水）までに通知する。

- (2) (1) の通知を受けた者は、非選定通知の日の翌日から令和 8 年 8 月 5 日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対して非選定理由について説明を求めることができる。

- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和 8 年 8 月 7 日（金）までに書面により回答する。

- (4) (2) の書面は、別表 1 の 1 に示す静岡県袋井土木事務所総務課建設業班まで提出すること。提出方法は、電子メール、FAX、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び FAX にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

8 ヒアリング

技術提案書の提案内容等について、配置予定の管理技術者に対して、次のとおりヒアリング

を実施し、技術提案書の評価を行う。なお、ヒアリング出席者は管理技術者とするが、補助として担当技術者 1 名の出席を認めるものとする。ヒアリングは、「6 ヒアリング以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者に選定された者のみ実施する。

(1) 実施日時

令和 8 年 7 月 30 日（木）

（1 社に対し 20 分程度、詳細な時間については別途通知する。）

(2) 実施方法

ヒアリングは下記会場で開催する。なお、詳細な場所や時間については別途通知する。

【会場】袋井土木事務所 1 階又は、3 階会議室

※Web 会議可。様式 1 号「参加表明書」に、希望する参加方法を記載すること。

(3) ヒアリング事項

ア 配置予定の管理技術者から技術提案書の内容について説明

イ 質疑応答

(ア) 配置予定の管理技術者の経歴及び業務実績

(イ) 技術提案の内容（実施方針、特定テーマ）

(4) その他

ア ヒアリング時における、資料の追加は認めない。

イ 参加時に配置予定の管理技術者であることを確認することができる写真付の身分証明書を
持参すること。

ウ 説明に機材等が必要な場合は、技術提案書にその旨を記載し、ヒアリング時には必要となる機材等を持参すること。

9 契約予定者の特定

(1) 評価基準

技術提案書を別表 3 の評価項目・基準で評価し、技術評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、技術評価の最も高い者が 2 人以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定する。また、技術評価が最も高い者が 2 人以上で、且つ見積額の最も低い者が 2 人以上あるときは当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。なお、技術評価において、最も高い評価点の合計が満点の 40%未満の場合は契約予定者を特定しない。

(2) 契約予定者への通知

契約予定者として特定された者には、特定通知書により令和 8 年 8 月 5 日（水）までに通知する。

10 非特定理由に関する事項

(1) 参加表明書及び技術提案書等を提出した者のうち、契約予定者として特定されなかった者（「6 ヒアリング以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者として選定されなかった者を除く。）に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を
書面（非特定通知書）により令和 8 年 8 月 5 日（水）までに通知する。

(2) (1) の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和 8 年 8 月 19 日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対して非特定理由について説明を求めることができる。

(3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、令和 8 年 8 月 21 日（金）までに、書面により回答する。

(4) (2) の書面は、別表 1 の 1 に示す静岡県袋井土木事務所総務課建設業班まで提出すること。提出方法は、電子メール、FAX、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び FAX にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

11 契約条件等

(1) 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

(2) 契約保証金

免除する。

12 労働関係法令等遵守の誓約書の作成

事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。

- (1) 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第1号）
- (2) 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第2号）の写し

13 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。

14 その他の留意事項

- (1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
上記の「本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連」があるとは、次のア又はイに該当することをいう。
ア 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又は、その出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。
イ 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。
- (3) 提出書類の作成、提出及びヒアリング等に掛かるすべての費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。

また、提出された参加表明書又は技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その技術提案書を無効とする。

- ア 参加表明書又は技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - イ 参加表明書又は技術提案書と無関係な書類である場合
 - ウ 他の業務の参加表明書又は技術提案書である場合
 - エ 白紙である場合
 - オ 本業務説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - カ 発注者名に誤りがある場合
 - キ 発注案件名に誤りがある場合
 - ク 提出者名に誤りがある場合
 - ケ その他未提出又は不備がある場合
- (5) 提出された書類は返却しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は、ヒアリング以降の対象者の選定又は契約予定者の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
 - (6) 提出期限後において、提出書類は受理しないとともに提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術

者であるとの発注者の了解を得なければならない。

- (7) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
- (8) 照会窓口は、別表 1 のとおりとする。
- (9) 契約予定者として特定された者は速やかに提案内容を適切に反映した仕様書を提出し、契約後、その仕様書に即した業務計画書を作成し提出すること。ただし、技術提案書の内容のうち、発注者が採用を認めないことを通知した提案内容は除く。また、発注者が工程上適切な時期に履行を確認するために、技術提案履行確認シートを契約後作成し、監督員に業務計画書提出時に提出する。なお、契約予定者の特定後に、提案内容を適切に反映した仕様書作成のために、具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (10) 監督員は、上記技術提案履行確認シートに基づき工程上適切な時期に履行状況を確認する。技術提案の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し確認する。技術提案書の内容の全部又は一部が受注者の責により実施されなかった場合は、静岡県委託業務等成績評定要領及び静岡県委託業務等成績評定審査基準に基づき業務執行に係る過失に伴う減点として、減点の対象とする。また、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。

別表 1 (窓口) 〒437-0042 袋井市山名町 2 の 1 静岡県袋井土木事務所

番号	役 割	部 局 名	電話及び FAX 番号	E-mail
1	総合窓口	総務課 建設業班	TEL : 0538-42-3212 FAX : 0538-42-1782	fukudo-soumu@pref.shizuoka.lg.jp
2	技術に関する 照会窓口	河川改良課 ダム管理班	TEL : 0538-42-3211 FAX : 0538-43-0919	fukudo-kasen@pref.shizuoka.lg.jp

別表 2 (技術提案書の作成及び記載上の留意事項)

様式 2 号を技術提案書の表紙として、以下の様式を記載の上、提出すること。

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
本社、営業所の所在地・建設コンサルタント登録規程に基づく登録状況等 (様式 3 号)	・ 2 (2) に示す、認定を受けている業種(「<u>土木関係建設コンサルタント業務</u>」)についてのみ記入すること。 ・ 2 (3) に示す、登録部門(「<u>河川、砂防及び海岸・海洋部門</u>」)についてのみ記入すること。 ○根拠書類 ・ 本社、営業所等があることを証明する書類(登記簿謄本等の必要な部分)を添付すること。 ・ 建設コンサルタント登録規程による登録証明の写しを添付すること。
企業の業務実績・能力等 (様式 4 号)	・ 平成 28 年 4 月以降に完了した、国、地方公共団体又は特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する「特殊法人等」をいう。以下同じ。)が発注した、<u>静岡県内における無人航空機(UAV、ドローン等)での点検</u>の実績を有すること。(元請として完了したものに限る。) ・ <u>本社・営業所等の所在地は、静岡県建設関連業務委託に係る入札参加資格者名簿に登録された委任先営業所等がある場合、該当する営業所等を記載する。</u> ・ 災害協定に基づく活動実績は、令和 3 年度から令和 7 年度に完了した活動実績をいう。災害協定は静岡県との協定を対象とし、活動実績についても静岡県との協定に基づくものを記載する。なお、「災害協定の締結あり」とは、令和 8 年 3 月 31 日で協定を締結しているものとする。 ・ 地域貢献活動は、令和 7 年度に実施した静岡県内における公共土木施設(河川・海岸・砂防設備・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・水道・下水道・公園)の美化活動や環境保全活動について評価する。なお、公共土木施設とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第 1 条に規定する上記 11 施設とする。上記活動以外に「一社一村しずおか運動」に基づく活動実績を評価する。 ・ 雇用実績は、令和 7 年度に県内居住者(雇用後に県内居住者となったものを含む)を新規雇用し、技術資料提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。 ○根拠書類 ・ 業務が同種又は類似業務に該当していることが確認できる資料(契約図書の写し、図面、仕様書など)を添付すること。ただし、当該業務が平成 28 年 4 月以降に完了した業務で、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)」に登録されており、技術資料提出時にその内容により実績の内容が確認出来る場合は、契約図書の写し等の提出は省略できる。 ・ 業務成績は、発注業種と同業種の過去 3 か年度(令和 5 年度から令和 7 年度)の平均点を確認できる資料(成績評定一覧表及び業務成績評定通知書)を添付すること。※ ・ 優良業務委託表彰は、静岡県交通基盤部又は経済産業部の表彰を対象とし、

	発注業種と同業種の過去2か年度（令和6年度又は令和7年度）の表彰状の写し及び業務成績評定通知書の写しを添付すること。※ ・令和8年3月31日までにISOの認証取得がある場合、それを証明する書類を添付すること。※ ・評価項目における評価対象地域に本社、委任先営業所等がある場合は、あることを証明する書類（登記簿謄本等の必要な部分）を添付すること。（参加表明書及び技術資料を提出するために必要な要件における根拠資料と同じ場合は、提出を省略することができる） ・災害協定に基づく活動実績がある場合は、出動要請書及び完了報告書の写しを添付すること。※ なお、災害協定の締結については協定締結の根拠資料等の提出は不要とする。 ・地域貢献活動の実績がある場合は、公的機関若しくは町内会長の押印等による証明書類、感謝状、新聞記事、地域情報紙により実施を確認する。また、各種協会等が主催する活動については、協会員として参加したことを証明できる資料で確認する。なお、新聞記事や地域情報紙は、実施時期、実施内容及び会社名が証明できるものとする。※ ・雇用実績がある場合は、雇用を証明する根拠書類として、「市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書」、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」又は「雇用証明書」等の写しを添付すること。また、県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。（住民票は、技術資料提出日が属する月の3か月前の月初め1日以降に発行され、個人番号（マイナンバー）の記載のないものの写し）※ ※ 令和8年度静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式による入札の事前審査登録申請の登録が完了している場合は、総合評価事前審査登録 登録結果票（建設関連業務）の添付に代えることができるものとする。
業務実施体制 （様式5号）	・配置予定の管理技術者及び担当技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を記載する。 ・配置予定の担当技術者は、複数（最大2名まで）とすることができるが、代表となる担当技術者を評価の対象とするため、代表担当技術者が明確にわかるようにすること。ただし、業務を分担して実施する場合（例えば橋梁の下部工と上部工や、躯体と設備など）の担当技術者の評価点については、各分担業務における代表となる担当技術者の平均とする。 ・分担業務の内容は、他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合にのみ記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・管理技術者は担当技術者と兼ねることができるが、この場合、予定技術者の経験及び能力の評価時においては、管理技術者としての評価を行い、担当技術者としての評価はしないものとする。
予定技術者の経歴 （様式6-1, 6-2号）	・同種又は類似業務経験は、配置予定技術者が管理技術者又は担当技術者として従事した、平成28年4月1日から参加表明書提出日までに完了している業務経験を記載する。 【同種業務】 国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、無人航空機（UAV、ドローン等）でのダム点検 【類似業務】 国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、無人航空機（UAV、ドローン等）での点検 ・当該地域の業務経験は、配置予定技術者が管理技術者又は担当技術者として従事した、令和3年4月1日から参加表明書提出日までに完了している業務経験を記載する。

	・配置予定技術者の手持ち業務は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額 500 万円（税込）以上の他の業務（本県以外の発注者のものも含む）で管理技術者又は担当技術者として従事している（従事予定含む）すべてを記載すること。ただし、合計手持ち業務件数が 5 件以上の場合は、業務名等の記載については不要とする。 ○根拠書類 ・記載した業務が同種又は類似業務に該当していることが確認できる資料（契約図書の写し、図面、仕様書など）を添付すること。ただし、当該業務が平成 28 年 4 月以降に完了した業務で、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されており、技術資料提出時にその内容により実績の内容が確認出来る場合は、契約図書の写し等の提出は省略できる。 ・配置予定技術者の保有資格については、保有資格の資格証の写しを添付すること。 ・C P D の取組状況は、推奨（目標）単位以上取得している場合のみ、各団体が発行する証明書を添付すること。証明書の単位取得期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までのうち、任意の 1 年間とする。なお、下記のいずれかに該当する場合は評価の対象とならないので注意すること。 - ア 取得単位が 1 年間の推奨（目標）単位未満 - イ 証明書の単位取得期間が 1 年間を超える場合や、1 年間に満たない場合 - ウ 証明書の単位取得期間が 1 年間であっても令和 6 年 4 月 1 日より前の日を含む場合 - エ 証明書の単位取得期間が 1 年間であっても令和 8 年 3 月 31 日を超える日を含む場合 - オ 取得単位が年度で証明される団体で、令和 5 年度又は令和 8 年度の証明の場合
業務の実施方針 （様式 7 号）	・「①業務の目的・内容について」、「②業務の制約となる条件等について」、「③業務の実施フロー及び工程表」、「④業務の課題等の対応方針について」、「⑤品質管理体制について」を A 4 版合計 2 ページまでに記載する。概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることができる。 ・文字サイズは 11 ポイントを基本とし、文字間隔は標準とする。 ・記載する本文中には、提案者名が特定又は推測できるような記載（会社名、配置技術者名等）やロゴマーク等の使用は避けること。 ・カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。
特定テーマに対する 技術提案 （様式 8－1 号）	・次に掲げる特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 【特定テーマ 1】 <u>ドローンを活用し遠隔操作により現状と同程度の巡視内容を確保しつつ、非常時にも外観点検を実施するために必要な課題や有効性を整理したうえで、以下の 3 点について、現場現状を把握し的確な対処策を提示し、それを実現するために必要な提案を具体的に記載すること。</u> ・無人航空機の運航ルートの課題 ・通信や電波状況の課題 ・その他の課題 ・記載枚数は 1 テーマにつき A4 版合計 2 ページまでとし、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることができる。 ・記載する本文中には、提案者名が特定又は推測できるような記載（会社名、配置技術者名等）やロゴマーク等の使用は避けること。 ・カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。

参考見積、 使用機材及びシステム等 (任意様式及び様式9)	・見積は、業務内容及び技術提案書に記載した内容を踏まえて必要な経費を算出し“任意様式”にて作成する。 ・今回の提案で活用する UAV に関する仕様等を“様式9”に記載し、任意様式の見積と併せて提出する。 ・本業務の契約限度額は、3,000,000 円（消費税込み）である。 ・積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼することがある。
-------------------------------------	--

別表3 (評価項目・基準)

1 技術資料

(1) 予定技術者の経験及び能力 (換算後 28 点) 【注1】

区分	評価項目			配点合計 (21 点)		
		評価対象 期間	評価基準	管理 技術者	担当 技術者	照査 技術者
予定技術者の経験及び能力	技術者資格	技術者資格	配置する管理技術者及び担当技術者を下記の順位で評価する。 ① <u>技術士</u> (次の何れかの部門) ・ <u>建設部門 (河川、砂防及び海岸・海洋)</u> ・ <u>総合技術監理部門 (建設－河川、砂防及び海岸・海洋)</u> ② <u>RCCM (河川、砂防及び海岸・海洋)</u> 又は <u>土木学会特別上級土木技術者 (流域・都市)</u> 、 <u>上級土木技術者 (河川・流域)</u> 、 <u>1 級土木技術者 (河川・流域)</u> ③ 上記以外	① 4 点 ② 2 点 ③ 0 点	① 2 点 ② 1 点 ③ 0 点	① — ② — ③ —
	業務経験等	業務経験	同種又は類似業務の経験 (※2) を下記の順位で評価する。 ① 【同種業務】 国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、 <u>無人航空機 (UAV、ドローン等)</u> でのダム点検 ② 【類似業務】 国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、 <u>無人航空機 (UAV、ドローン等)</u> での点検 ③ 上記以外	① 4 点 ② 2 点 ③ 0 点	① 2 点 ② 1 点 ③ 0 点	① — ② — ③ —
		CPD (CPDS)	令和 6 年度から令和 7 年度までのうち、任意の 1 年間	建設系 CPD 協議会加盟団体のうち、推奨 (目標) 単位を設定している団体の認定する CPD (CPDS) の実績 (※3) について次の順位で評価する。 ① 1 ヶ年の CPD (CPDS) が推奨 (目標) 単位以上 ② 上記以外	① 2 点 ② 0 点	① 1 点 ② 0 点

専任性	手持ち業務量	公告日	契約金額 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事しているすべての手持ち業務件数（※5）について下記の順位で評価する。 ① 手持ち業務の件数が 0～1 件 ② 手持ち業務の件数が 2 件 ③ 手持ち業務の件数が 3～4 件 ④ 上記以外	① 2 点 ② 2 点 ③ 1 点 ④ 0 点	① 4 点 ② 2 点 ③ 0 点 ④ 0 点	① 2 点 ② 2 点 ③ 1 点 ④ 0 点
-----	--------	-----	--	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

※1 土木学会が認定した特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者は平成 22 年度までの特別上級技術者、上級技術者、1級技術者も含む

※2 管理技術者又は担当技術者として従事した、平成 28 年 4 月 1 日から参加表明書提出日まで完了している業務を対象とする。

※3 配置予定技術者の CPD の実績は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までのうち、任意の 1 年間において、各団体設定の 1 年間の推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合に評価する。

単位取得は各団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が 1 年間を超える場合や 1 年間に満たない場合は評価の対象としない。

※4 配置予定技術者の手持ち業務量は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額 500 万円（税込み）以上の他の業務（本県以外の発注者のものを含む）で管理技術者又は担当技術者として従事している（従事予定含む）すべての件数とする。

【注 1】評価項目ごとの配点比率を確保するため、予定技術者の経験及び能力に関する評価点については、配点合計である 21 点を 28 点に換算する。（予定技術者の経験及び能力に関する評価点＝技術得点×28/21）

(2) 企業の能力等（換算後 12 点）【注 2】

区分	評価項目			配点合計 (16 点)
		評価対象 期間	評価基準	
企業の 能力等	確 実 性	業務 成 績	当該業務の発注業種と同業種の業務成績の平均点（※6）を下記の順位で評価する。 ① 81 点以上 ② 80 点以上 81 点未満 ③ 80 点未満	① 6 点 ② 3 点 ③ 0 点
		表 彰 実 績	優良業務委託表彰を（※7）を下記の順位で評価する。 ① 知事表彰の実績あり ② 部長表彰の実績あり ③ 所属長表彰の実績あり ④ 上記以外	① 3 点 ② 2 点 ③ 1 点 ④ 0 点
		I S O の 取 組	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況（※8）を下記の順位で評価する。 ① ISO9001 若しくは ISO14001 の認証を取得済み ② 上記以外	① 2 点 ② 0 点
		災 害 協 定	（活動実績） 令和 3 年度から 令和 7 年度 （災害協定） 令和 8 年 3 月 31 日時点 静岡県との災害協定に基づく活動実績及び災害協定（※9）の有無を下記の順位で評価する。 ① 災害協定に基づく活動実績あり ② 災害協定の締結あり ③ 上記以外	① 2 点 ② 1 点 ③ 0 点

		地域貢献活動	静岡県内における地域貢献活動の有無を下記の順位で評価する。 ① 企業の活動実績あり（※10）及び協働活動の支援実績あり（※11） ② 企業の活動実績あり（※10）又は協働活動の支援実績あり（※11） ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点
		雇用実績	新規雇用実績（※13）の有無を下記の順位で評価する。 ① 雇用実績あり ② 上記以外	① 1点 ② 0点

※6 企業の業務成績は、建設事務総合システム（静岡県知事部局、企業局、がんセンター局、教育委員会、警察本部の発注業務）に登録された過去3か年度（令和5年度から令和7年度までに完了した当初契約金額100万円以上の業務）の平均点（当該業務の発注業種と同業種）で評価する。また、当該業種の発注業種の成績評価がない参加者については加点しない。※14

※7 静岡県交通基盤部の表彰を対象とし、令和6年度又は令和7年度に発注業種と同業種の表彰実績がある場合に評価する。なお、複数年度、複数部門、複数同業種で表彰実績を有している場合、重複配点は行わない。※14

※8 企業のISOの取組状況は、令和8年3月31日までに品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合に評価する。認証の取得を証明できる書類で確認する。※14

※9 企業の災害協定における活動実績は、令和3年度から令和7年度とする。災害協定は静岡県との協定を対象とし、活動実績についても静岡県との協定に基づくものとする。なお、「災害協定の締結あり」とは、令和8年3月31日時点で協定を締結しているものとする。※14

※10 【企業の活動実績】令和7年度に実施した実績を評価対象とする。
 静岡県内の公共土木施設（※12）の美化活動や環境保全活動で、企業が自発的に行う活動や企業が所属する協会等が主催する活動への活動実績を評価する。
 静岡県との協働による公共土木施設（※12）の維持管理等に関する活動（リバーフレンドシップ制度、しずおかアダプトロードプログラム、砂防サポートプログラム、ポート・サポーター制度、維持管理活動等）の活動実績を評価対象とし、一社一村しずおか運動による活動への活動実績についても評価対象とする。

〔根拠書類〕

①行政機関若しくは町内会長の記名等に証明書、感謝状、新聞記事、地域情報誌等。なお、新聞記事や地域情報誌は実施時期、実施内容及び会社名が証明できるものとする。
 企業が所属する協会等主催の活動は、協会員として企業が参加したことが証明できる資料
 ※14

※11 【協働活動の支援実績】令和7年度に実施した実績を評価対象とする。
 静岡県との協働による公共土木施設（※12）の維持管理活動等に関する活動（リバーフレンドシップ制度、しずおかアダプトロードプログラム、砂防サポートプログラム、ポート・サポーター制度、維持管理活動等）について、静岡県と同意書や協定書を締結している特定非営利活動促進法第10条の認証を受けたNPO（以下「NPO法人」という。）に所属する社員に対し、この活動への参加を認めるなどした企業の実績を評価対象とし、NPO法人と県が交わした同意書や協定書等の内容と活動報告書等の活動内容が合致している活動の場合に評価する。

〔根拠書類〕

①社員であること（雇用関係）が証明できる資料
 ②上記社員がNPO法人の構成員であることが証明できる資料
 ③NPO法人と県が交わした同意書や協定書等

④上記社員が NPO 法人の構成員として協働の取組に参加したことが確認できる資料（NPO 法人作成の活動報告書（写）（NPO 法人代表者の記名等が必要）、感謝状、新聞記事、地域情報誌等）で実施時期、実施内容及び社員名が証明できるものとする。

上記①～④の根拠書類のすべてが必要※14

※12 公共土木施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に規定する河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・水道・下水道・公園

※13 評価の対象となる「雇用実績」とは、令和7年度の雇用とする。

雇用実績は、県内居住者（雇用後に県内居住者となったものを含む）を新規雇用し、技術資料提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。

雇用を証明する根拠書類として、「健康保険被保険者証」（使用可能な経過措置期間内のものに限る）の写し又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し又は、雇用証明書を添付すること。※14

県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。（住民票は、技術資料提出日が属する月の3か月前の月初め1日以降に発行され、個人番号（マイナンバー）の記載のないものの写し）※14

【注2】評価項目ごとの配点比率を確保するため、企業的能力等に関する評価点については、配点合計である16点を12点に換算する。（企業的能力等に関する評価点＝技術得点×12/16）

※14 令和8年度静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式による入札の事前審査登録申請の登録が完了している場合は、総合評価事前審査登録 登録結果票（建設関連業務）の添付に変えることが出来るものとする。

3 実施方針等 (40 点)

区分		評価項目		配点
		評価基準		
実施方針等	業務理解度	業務の目的・内容	目的、内容の理解度が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	20 点
		業務の制約条件等	現地の現状及び業務の制約となる条件やポイントの理解度が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	
	実施手順	実施工程・フロー	業務実施手順を示す実施フローの妥当性及び業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	20 点
		課題等の対応方針	業務実施上の問題点や課題等に対する対応方針の実現性が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	
		品質管理体制	成果の品質確保に対する品質管理体制の実現性が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の指摘を含む）に優位に評価する。	

4 特定テーマに関する技術提案 (40 点)

【特定テーマ 1】

ドローンを活用し遠隔操作により現状と同程度の巡視内容を確保しつつ、非常時にも外観点検を実施するために必要な課題や有効性を整理したうえで、以下の 3 点について、現場現状を把握し的確な対処策を提示し、それを実現するために必要な提案を具体的に記載すること。

- ・無人航空機の運航ルート of 課題
- ・通信や電波状況の課題
- ・その他の課題

			評価項目	配点
			評価基準	
特定テーマに関する技術提案	特定テーマ1	的確性	地形、環境、景観、地域特性などの与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。	20 点
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が記載され、優れている場合に優位に評価する。	
		実現性	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。	20 点
			提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。	

誓 約 書

下記 1 に基づく業務の履行に際し、下記 2 の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 業務名

〇〇〇〇業務

(当初契約日 年 月 日)

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに県に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに県に報告すること。
- (3) 本契約に基づく業務の履行に際し、下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
 - ア 下請負者から誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
 - イ 下請負者が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2) の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を県に報告すること。
 - ウ 下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該下請負者を通じて、ア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

発 注 者 職 名 氏 名 様

住 所
受 注 者 商 号
氏 名（法人にあつては、代表者の氏名）印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (9) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- (2) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）
- (3) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号）

誓 約 書

下記 1 に基づく業務の履行に際し、下記 2 の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 元請契約名

〇〇〇〇契約

(当初契約日 年 月 日)

*元請者が記載すること

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）の発注者に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに下請契約の発注者に報告すること。
- (3) 本契約に基づく業務の履行に際し、再下請契約を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
 - ア 再下請負者から誓約書を提出させ、その写しを下請契約の発注者に提出すること。
 - イ 再下請負者が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2) の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を下請契約の発注者に報告すること。
 - ウ 再下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該再下請負者を通じてア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

下請契約の発注者 様

住 所
商 号
氏 名（法人にあっては、代表者の氏名） 印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (9) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- (2) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）
- (3) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号）